

<地域総合支援センター事業紹介>



サポートネット すまいる

- ・障害者就業・生活支援センター事業（なかぼつ）
- ・相談支援事業（福祉サービスの利用に関する相談等）
- ・居宅介護支援事業
- ・ホームヘルプ事業（訪問介護、移動支援等）



大福

- ・就労継続支援 A 型事業 カフェ&レストラン natura+∞
- ・パンと豆腐の製造・販売 請負作業（清掃等メンテナンス）
- ・就労移行支援事業
- ・就労定着支援事業



どんぐり

- ・児童発達支援センター事業
- ・保育所等訪問支援事業
- ・放課後等デイサービス事業
- ・巡回支援専門員整備事業



サポートネット すまいる

障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは「なかぼつ」とも呼ばれ、障がい者に対する総合的支援の充実を目的として設立された組織です。障がい者の就業と生活における自立を図るため雇用、保健、福祉、教育など関係機関と連携し、就業面及び生活面における具体的な相談・支援を行っています。また障がい者雇用の促進及び安定を図ることを目的としており、大分県内には6つのセンターがあります。

おいたの響かばつ

大分県の障害者就業・生活支援センターのひとつである「サポートネットすまいる」は、主に県北部地域（中津市・宇佐市・豊後高田市）を管轄し、障がい者の仕事面、生活面のサポートを行っています。仕事面では、仕事に関する相談支援や就職に向けた職場実習の斡旋などを実施。障がい者雇入れ体験（PI4参照）で、障がい者が希望する企業で働くことができるのが、また企業はその障がい者を雇用することができるかを双方が確認するためのお試し体験ができます。「障がい者はそれぞれ障がいの特性が異なりますので、そこを踏まえて企業の方に提案や相談を行っています。また就職に関しては、ハローワークや福祉事業所などと連携を取りながらサポートしています。」（生活支援ワーカー・岡嶋航平さん）

また生活面のサポートに関しては、生活形態に個人差（一人暮らし、家族との



経験豊富で明るく元気なスタッフが対応

■企業と障がい者との在り方

障がい者の雇用について、企業の理解を得ていくことは障がい者雇用の向上にも大きく影響がありますが、受け入れ側の企業としては「どのように入力されるのか分からない」「どこまで注意しているのか」というコミュニケーション面での不安。なかぼつはスタッフが職場定着できるまでは何度も足を運び、企業と働く障がい者双方の話や要望を丁寧に聞き取り、ベストな方法を提案していき、また企業側の不安を取り除くためには、なかぼつと深く連携していくことが大きなポイントとなります。

また、障がい者雇用で一番大事なのは現場の人間関係。人事担当者だけではなく、企業全体でバックアップできる環境づくりが望まれます。「サポートネットすまいる」では、企業からの相談も受けられることができます。雇入れ体験でも受けるのが、本人にはどのような仕事か適しているのかなど、様々な相談に答えられるなかぼつがあることを多くの方に知っていただけたらと思います。」（障がい者雇用アドバイザー・後藤吉央さん）

カフェ&レストラン natura+∞(ナチュラエイト)
宇佐市大字四日市 2482 番地 1
TEL.0978-25-4688
月曜定休



社会福祉法人 大分県社会福祉事業団 サポートネットすまいる 〒879-0471 宇佐市大字四日市 2482 番地 1（地域総合支援センター内） ☎0978-33-1015 <https://www.oitaswo.jp/>

障害者雇用納付金制度

障がい者の雇用に関する事業主の社会連帯責任を果たしていただくため、法定雇用率を満たしていない事業主※から納付金を徴収する一方、障がい者を多く雇用している事業主に対して、調整金や報奨金、各種の助成金を支給しています。

◆制度のポイント◆

- ※常用労働者 100 人超の事業主のみ
- ・毎年度、納付金の申告が必要です。
- ・法定雇用率を下回る場合は、申告とともに納付金の納付が必要です。（納付金：不足 1 人あたり月額 5 万円）
- ・法定雇用率を上回る場合は、事業主の申請に基づき調整金が支給されます。

（調整金：超過 1 人あたり月額 2 万 7 千円）

障害者雇用率制度

全ての事業主は、従業員の一定割合（＝法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務づけられており、これを「障害者雇用率制度」といいます。

民間企業の雇用率 2.3%

（例）常時雇用している労働者が 120 人の企業の場合、2 人以上の障がい者雇用義務があります。

120 人 × 2.3% = 2.76 人

◆障がい者の算定方法◆

	30 時間以上	20 時間以上
身体	1	0.5
	重度	1
知的	1	0.5
	重度	1
精神	1	0.5 ※

※精神障がい者である短時間労働者で、新規雇入れから 3 年以内の方または精神障害者保健福祉手帳取得から 3 年以内の方かつ、令和 5 年 3 月 31 日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方については、0.5 ではなく 1 と算定します。（ただし、上記を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細はハローワークにお尋ねください。）

■一般就労と定着率について

昨年度の就職後の定着率は県北エリアで 85% でした。障害者就業・生活支援センターでは、障がい者雇用の中で一番難しいとされている就職後の定着支援も行っていきます。

「能力や体力は人によって全く異なるので、その人に合った目線で支援ができるよう日々勉強です。職場定着を図るうえで大事なことは就職する前のマッチングです。ハローワークなどの関係機関の協力を得ながら、本人と企業の要望をどれだけ合わせていけるかで定着率も違ってくると感じています。」（定着支援アドバイザー・大石直美さん）

「雇入れ体験は 1 日 6 時間から始め、様子を見ながら 8 時間にするなど慎重に調整。障がい者が配慮してほしい点なども聞き取りながら、企業へ伝えていきます。」（就労支援ワーカー・福田トモ子さん）

あらゆる面において、一人ひとりの個性や能力を尊重する事が就職と高い定着率に繋がっていると云えます。

